

実証事業委託業務終了時評価等に係る特別約款

平成 28 年 6 月 15 日制定

平成 29 年 4 月 25 日改正

2021 年 4 月 30 日改正

2023 年 4 月 14 日改正

2024 年 4 月 1 日改正

(終了時評価の実施)

第 1 条 甲は、委託業務の完了又は委託期間の終了並びに本契約の解除（以下「委託業務終了」という。）後に、乙に対して終了時評価を行うことができるものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、終了時評価を委託期間中であっても行うことができるものとする。

(追跡調査の実施)

第 2 条 甲は、当該委託業務における成果等の普及状況を把握するため、原則として、委託業務終了から甲が別に定める「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業」の基本計画に規定する実施期間の終了後 5 年間で、乙に対して、成果等の普及状況調査（以下「追跡調査」という。）を行うことができるものとする。

2 乙は、甲が前項に基づいて、実施する追跡調査に対して、回答をするものとする。

(協力事項)

第 3 条 乙は、実証事業委託契約約款（以下「原約款」という。）第 40 条の協力事項に加えて、次の各号に定める事項を乙の負担において、甲に協力するものとする。

- 一 委託業務終了後に実施する終了時評価に係る資料の作成、情報の提供、ヒアリングへの対応及び委員会等への出席
- 二 追跡調査に係る回答及びその資料作成等

(存続条項)

第 4 条 委託期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても、原約款第 41 条の存続条項に加えて、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

- 一 各条項の対象事由が消滅するまでの効力を有するもの

第1条、第2条、第3条

(約款との関係)

第5条 本特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附 則

この特別約款は、平成28年6月15日から施行する。

この特別約款は、平成29年4月25日から施行する。

この特別約款は、2021年5月20日から施行する。

この特別約款は、2023年4月20日から施行する。

この特別約款は、2024年4月10日から施行する。